

太平洋戦争直前期における戦争指導

——「皇国総力戦指導機構ニ関スル研究」を中心にして——

瀨 瀨 厚

一 「皇国総力戦指導機構ニ関スル研究」

第一次世界大戦後における日本の政治（『政略』）と軍事（『戦略』）との関係、いわゆる政軍関係と戦争指導は、大戦を教訓とする総力戦概念の導入で大きな変化を強いられることになった。すなわち、第一次世界大戦は武力を中心とする従来の戦争形態に代って、政治、経済、教育、宗教、文化など国家の保有する諸力の総和の程度に依って戦争の勝敗が左右されるという、総力戦の戦争形態を招来したのであった。

この総力戦概念は、大戦中より政府当局者、なかでも軍関係者の一部において深く認識されることとなり、それは大戦勃発の翌年陸軍省内に設置された臨時軍事調査委員会の一連の調査研究報告によって具体的に紹介されていた（註①）。日本陸軍は、臨時軍事調査委員会および陸軍の各機関が行なった総力戦研究を基にして、一九二〇年に入り本格的に国

家総動員体制の実現による総力戦体制構築を目指すことになった。その過程において国家総動員体制を目的とした法整備実施機関が陸軍の主導によって次々と制定あるいは設置されていった。しかし、そのなかにあつて、総力戦段階に適合する戦争指導機構の確立という点では、統帥権独立制が阻害要因として作用したこともあつて、その対応準備は充分でなかった。

そのことは、日中戦争の勃発によって、政戦両略の一致による戦争指導の運営が必要とされた時点で、極めて深刻な問題を生ずる原因となった。すなわち、総力戦を遂行するには、戦争指導の主体を政治政府か、それとも軍事統帥におくかの点で、政軍関係に軋轢を生じたのである。この問題は、日中戦争から太平洋戦争にかけて、終始一貫して未解決の課題として残り、統一的な国家目標あるいは国家意志の有効な具体的展開としての戦争指導は不在のままであつた。

太平洋戦争直前期における戦争指導（續編）

しかし、総力戦段階に適合する戦争指導確立への試みが皆無であつたわけではない。そのひとつに総力戦研究所が作成した「皇国総力戦指導機構ニ関スル研究」（以下「研究」と略す）があつた。

「研究」は昨年アメリカから国立国会図書館現代政治資料室に返還されたT九一八マイクロフィルム（返還資料名「Court Paper, Journal, Exhibits, and Judgement of the International Military」）に所収されていたもので、筆者は今年二月に閲覧・複写する機会を得たのである。

「研究」の存在は、その内容からしても戦前において全く等閑に附された形跡があり、今日知る人も少ないと思われる。そこで本稿では「研究」の全文を各章別に紹介し、若干のコメントを付して太平洋戦争直前期における政軍関係、戦争指導の実態の解明の一助としたい。

二 総力戦への対応

一九四〇（昭和一五）年九月三〇日、内閣の管轄下に設置された総力戦研究所は、総力戦に関する種々の研究成果を發表していくことになつた。そのなかで、一九四一（昭和一六）年二月三日付で「皇国総力戦指導機構ニ関スル研究（概案）」と題する文書が作成され、四〇部が作製されて関係方面に配布された。表紙には「**秘**」の印が押してある。

「研究」の冒頭には、作成の理由を「本研究ハ当面ノ内外危局ニ鑑ミ皇国総力戦指導機構ノ現状ヲ検討シ之ガ改善ニ対スル応急策ヲ示唆セントスルモノナリ」と記されており、次

の各章から構成されている。

- (一) 総力戦的ニ観タル内外現情勢
 - (二) 皇国総力戦指導機構ノ現状検討
 - (三) 列強総力戦指導機構ノ現状
 - (四) 皇国総力戦指導機構ノ改組概案
 - (五) 附屬意見
- 別表第一 皇国総力戦指導機構改組概案其ノ一（甲案）
 - 別表第二 同 其ノ二（乙案）
 - 別表第三 同 其ノ三（丙案）
 - 別表第四 国防諸計画（総力戦計画）及之等ノ相互關係（概案）
- 同右附屬 国防基本計画ノ内容解説

「研究」は、まず、第一次世界大戦後における戦争形態が総力戦段階に入ったとする認識から、欧米諸列強が武力戦への準備と併行して、総力戦への対応を急いでいる現状を紹介している。そして、現在における戦争の勝敗は、単に武力戦の結果に左右されるのではなく、それ以上に平戦両時を通じた総力戦体制の完成度に依っている、とする基本的な判断を明らかにしている。その内容は次の通りである。

(一) 総力戦的ニ観タル内外ノ現情勢

近代国防ガ平戦時ヲ通ズル一大総力戦的様相ニ進展シツツアルハ茲ニ贅言ヲ要セザルトコロニシテ即列強ハ国力ヲ挙ゲテ軍備拡充ニ狂奔シツツモ必ズシモ武力戦ヲ欲スルニア

ラス或ハ大軍備ヲ背景トスル威圧懐柔外交ニ依リ或ハ宣伝謀略經濟戰ニ依リ弱小国ヲ傘下ニ収メツツ敵性国ヲ無力弱體ニ導キ以テ自己國防態勢ノ強化ニ飽クトコロナキ実相ナリ而シテ支那事變及欧州戰爭ノ發展ガ遠カラズ帝國ヲモ拳ツテ世界大動亂ノ渦中ニ投ゼントスルノ兆候顯著ナルコトモ亦当面現実ノ事態ナリトス

繚ツテ我国内情勢ヲ検討スルニ蔣介石ノ武力抗戰ヲ以テ攻撃正面トシ經濟戰外交戰思想戰等ヲ以テ側背ヲ衝カントスル敵性諸國ノ対日連合總力戰ハ漸次其ノ功果ヲ現ハシ事變長期化ニ因ル国力戰力消耗資源不足ニ基ク国防力充実ノ不如意等ノ傾向ヲ示シツツアルニ加ヘ官民ノ一部ニ於ケル自由主義個人主義獨善排他割拠的思想ノ暗躍未ダ其ノ跡ヲ絶タズ皇國總力戰態勢ノ急速整備上一抹ノ不安ナキ能ハザル実情ナリ

要するに、今日の國際情勢を展望するならば、日本の仮想敵國となり得る諸國は總力戰体制を実現しつつ、連合して日本に対し包囲攻勢に出ており、總力戰の基本的特色である長期消耗戰を強要しているとした。これに対し日本の国内体制は、いまだ總力戰体制の完成度も低く、また總力戰への國民の関心が希薄であると考えられた。そこで、戰爭相手國あるいは敵性諸國が總力戰に適合した国内体制、すなわち總力戰体制を整備しつつある現実を直視する必要があるとした。そして、悪化の一途を辿る戦局の好転を図り、戰爭の長期化に対応していくためにも、總力戰体制の「急速整備」を図るべきである、とした。

太平洋戰爭直前期における戰爭指導（續編）

ところで、国内にあっては、一九三七（昭和一二）年七月七日の日華事變勃発によって中国との戰爭が全面化し、これに伴い国内体制も戦時体制化が着々と進行する状況にあった。すなわち、第一次近衛文磨内閣は、戦局の拡大に対応すべく戰爭指導を強化する目的で、政治諸機構の集権化・統合化を骨子とする制度改革に着手していた。それは内閣參議制、さらには首相を構成員とする大本營設置となつて具体化されていった。これらは戰爭指導上における政軍關係の緊密化と政戰兩略の一致を目指したものであった。

一方、日中戰爭において軍中央は徐州作戦、漢口作戦などの作戦発動によって戦局の打開を図つたが、徒に戦域を拡大するのみであった。そればかりか戦域の拡大は兵力の分散配置と、そのための兵力の大量動員を強要されることになった。そして、一九三九、四〇年に至つた段階で、戦線は膠着状態に陥り、長期消耗戰の様相を呈し始めていた。

戰爭指導の面においても、近衛首相は日華事變処理をめぐつて、その主導権が完全に軍部に握られ、作戦遂行にあつては軍から「何の報告も得られない」（註②）という事態を何とか打開したいとしていた。そこで近衛首相は首相を構成員とする大本營を設置して、政戰兩略一致による戰爭指導機構の確立を目指していた。これに対する軍部の反応は消極的であった。すなわち、軍部は大本營設置自体には同意したものの、大本營を政戰兩略の調整機関としてでなく、陸海軍の作戦協議機関として位置づけていたのである。

一九三七（昭和一二）年一月一八日に「大本營条例」が公布され、大本營が設置された。それは軍の意図に沿つた機

能と性格を持つものであり、その意味ではこの時点でも政戦両略の一致による戦争指導は不完全のままであった。それで軍部としても政府との調整機関の必要性は痛感していた。軍部は自らが意図する戦争指導を一層強力に推進していくために、政府の「協力」のもとに、軍部が主導権を維持しつつ、政府と軍部との恒常的連絡機関の設置が不可欠と考えていたのである。

その結果、同年一月一九日、軍部側の提案によって「大本营設置にともなう政戦連繫に関する閣議申し合せ」〔註③〕が行なわれ、大本营政府連絡会議が設置されることになった。それは、確かに表面的には、国務と統帥との間で協議連絡を行なう戦争指導機構としての側面を持っていたが、それが兩者の単なる「申し合せ」によって設置されたことから、そこでの協議事項に関する実行責任は実質的に無きに等しかった。また、重要事項については閣議において処理するという措置が講じられたが、政戦両略一致による戦争指導の運営という点では、これもまた全く問題にならなかった。

三 統帥権独立制と戦争指導

こうして日中戦争が全面化していく状況下にあっても、政略を基軸とし、政戦両略一致による戦争指導は事実上存在せず、また戦争指導も確立されなかった。それで戦争は、現地軍の作戦展開に追従していくという状態が常態化していたのである。

そうした状況を踏まえ、「研究」は既存する戦争指導機構に対し批判的な検討を行なっている。

〔二〕 皇国総力戦指導機構ノ現状検討

前述ノ情勢ニ鑑ミ帝国ガ旧思想ノ国防体制ニ晏如タル能ハズ軍備竝ニ生産力ノ拡充ニ邁進スル一方企画院情報局其他各官庁組織ノ整備充実国民組織ノ改編等ニ目覺ムルトコロアリ以テ只管国家総力戦ノ要求ニ即応セントシツアルハ蓋シ当然ノ措置ナリト謂フベシ

而シテ国防目的ノ達成即総力戦成功ノ為ニハ国家機構ヲシテ之ニ連合セシムルコトハ其ノ先決要件ナルトコロ総力戦実施ノ各部機構ガ前記ノ如ク逐次新体制ヘノ転換ヲ見ツツアルニ拘ラズ最肝腎ナル総力戦指導ノ中枢機構ノ根本制度ハ明治時代ニ於テ制定セラレタル儘何等ノ改善ヲ見ザル現状ナリ即陸海軍統帥部及陸海軍省組織ノ対立統帥ト政務トノ分離（所謂統帥権ノ独立）等之ニシテ前大戦当時ニ於ケル独乙ノ制度ト酷似セルモノアリ、惟フニ国防ガ概ネ武力戦ノ範圍ニ限ラレ且陸海軍ノ用兵及国防上ノ要求ニ大ナル交錯衝突ナカリシ明治時代ニ於テハ現機構ヲ以テシテモ左シタル不都合ナク寧ロ其ノ特長ヲ發揮スルニ有利ナルモノアリシモ国防様式ガ武力経済力思想力政略等ヲ挙ゲテノ総力戦トナリ陸海軍政府国民ガ一貫セル方針ノ下ニ渾然一体タルベキ今日ノ要求ニ対シテ現機構ハ相当ノ支障ヲ来シツツアリト謂ハザルベカラズ其ノ重ナルモノヲ挙グレバ左ノ如シ

一 国防（総力戦）指導ニ対スル単一中枢機関ナキ為国防上重要ナル各官庁ノ計画執務目標等ニ齟齬ヲ生ジ又各部ノ計画ニ相互関連性不十分ナル結果実行困難ノ机上計画ニ陥リ或ハ又国防上必須ノ計画ヲ欠除乃至等閑視セラレタ

ルモノ少カラズ

二、国防上重要ナル情報蒐集及資料調査ニ対シ各部別個ノ機関ヲ有シ之ガ為各部ハ屢々偏倚不完全ナル情報資料ヲ基礎ニ相異ル情勢判断ヲ行ヒ其ノ執レモガ正鵠ヲ得ザル場合アリ

三、国防基本方策ニ関シ各部ハ別個ニ事務機関ヲ有シ各部独善の見解ニ於テ且各部別個ノ情勢判断ノ下ニ案ヲ立テツツアル為其ノ結果ニ於テ各部意見ノ対立ヲ来ス場合多シ而シテ各部意見ノ対立ヲ調整シ國家トシテ之ヲ帰一セシムル為ニハ當時者ハ多大ノ時間ト努力ヲ論争ニ空消シ処置ノ遷延好機ノ逸失、互譲妥協ニ依ル骨抜ニシテ重点ノ喪失等幾多ノ不利ヲ生ズルコト多シ

四、前記ノ如キ各部同種業務機関ノ重複併有ハ人員經費ノ浪費トナリ而モ各部共人員經費不充分ノ為功果挙ラズ

五、所謂統帥権ノ独立ハ一面ニ於テ幾多ノ長所ヲ有スルモ反面動モスレバ統帥ノ行過ギトナリ經濟戰思想戰政略等ヲ輕視又ハ無視シタル武力戰方能ノ弊ニ陥リ国力不相応ノ作戦ヲ企画シ或ハ無計画ノ戰爭ヲ誘発スルコトアリ之ガ為当初作戦ノ成功モ之ヲ持續シ得ズ戰勢固着シテ消耗戰トナリ国内動搖シ遂ニハ作戦ニ勝ツテ戰爭ニ敗レルノ結果ヲ招来スルコトナキヲ保シ難シ前大戰ニ於ケル独乙ノ敗戦ニ其ノ例ヲ見ルベシ

六、近時帝國国民ノ大部分ガ上下ヲ通ジ總力戰体制ノ急速整備ヲ希求シアルニ拘ラズ之ガ実現意ノ如クナラザルハ主トシテ國家政治力ノ不充分ナルニ因ル而シテ國家政治力強化ノ為ニハ陸海軍ガ一致シテ政府ニ對シ国防上ノ要求太平洋戰爭直前期における戰爭指導（續編）

ヲ明示シ政府ハ之ガ実行ノ責任者トシテ陸海軍ノ強力ナル支援ヲ必要トスルトコロ現機構ハ此ノ目的ニ添ハザル点少カラズ

七、帝國ノ現制度ガ武力竝ニ政略指導機構ニ欠陥アルコト前述ノ如クナルノミナラズ謀略、攻勢的經濟戰思想戦等ニ對スル中樞指導機構ハ皆無ニ近シト謂ヒ得ベシ之ガ為之等各種方策ノ適切機微ナル関連運用ニ依リ為シ得ル限リ武力行使ヲ避ケツツ國家目的ヲ達成スルヲ本旨トスル總力戰ノ指導ニ於テ列強ニ比シ著シク不如意ナルハ寧ロ当然ナリト云フベシ

このなかで特に注目するのは、既存の戰爭指導機構が總力戰段階に入った今日では、總力戰を遂行していくために不適当であるとの判断を明示していることであろう。

ところで、一九三七（昭和一二）年二月一八日の大本營設置を定めた「大本營令」では、「天皇ノ大勳ノ下ニ最高統帥部ヲ置キ、之ヲ大本營ト称ス」（第一条）とし、大本營の性格を「參謀總長及海軍軍令部長ハ各其ノ幕僚ヲ長トシテ帷幄ノ機務ニ奉仕シ、作戦ヲ參画シ、終局ノ目的ニ稽ヘ陸海軍ノ策應協同ヲ図ルヲ任トス」（第三条）と記している（註④）。それは、大本營は天皇大権の下における最高唯一の統帥部であつて、そこにおける審議事項は統帥事項に限定され、戦時においては陸海軍の協同によつて戰爭指導を行なうことを定めたものであつた。したがつて、大本營は「純然たる軍事機関」（註⑤）であつて、政府が軍事ニ統帥に介在する機会を實質的に排除したものであつた。

これに対し「研究」では、総力戦段階に適合する戦争指導機構とは、あくまで政府を戦争指導の「実行の責任者」とし、陸海軍の「強力ナル支援」を必要とする内容のものであるとしている。ところが実際には大本営の運営にみられるように統帥が国務から独立し、それ自体自己運動を展開している現状では、到底総力戦段階に適合した戦争指導は望むべくもないとして、現状に対する批判的な視点を打ち出している。

そのなかで特に重要なのは、総力戦段階に適合する戦争指導の運営または戦争指導機構の確立を阻害している原因を、陸海軍の特権制度であった統帥権独立制に求めていることであらう。

統帥権独立制は、一八七八（明治一一）年一二月五日に制定された「参謀本部条例」によって、参謀本部が陸軍省から独立した機関として設置されたことをもって制度化された。当初、統帥権独立制は一面において軍令担当機関である参謀本部の軍政担当機関である陸軍省から独立を意味する純粹な軍制改革であった。しかし、その反面統帥権独立制は、その形成要因のなかで軍事の政治からの「独立」という思惑も込められていた。それもあって時代の進展に伴ない統帥権独立制は、徐々に統帥機関と軍部の行政機関と政府からの政治的独立を意味することになっていった。そのことが必然的に政略と戦略の不一致という現象を常態化させるに至ったのである。

軍部は、国務と政治と統帥と軍事との関係を、「軍人以外ノ者ヲ以テ統帥ノ事ニ参画セシメ又ハ政略上ノ見地ノミヲ以テ統帥ニ干渉ヲ試ミルカ如キハ断シテ許サルヘキモノニアラ

サルナリ」（註⑥）とする見解に集約される通り、統帥の特殊的ノ性格上からして戦略と政略の一致はあり得ないとする考えを終始一貫堅持したのであった。

また、軍部は戦争指導に関して、「抑々戦争ノ指導ハ国軍ノ統帥ト政略ノ運用トニ存ス而シテ国軍ノ統帥亦平時ノ準備施設ニ極メテ大ナル関係ヲ有シ且一般政策ト密接ナル連繫ヲ有ス」（註⑦）とする見解を一方において示しながら、実際には統帥事項に対する政府の介入を警戒して、政府間との実務的な協議を拒否する姿勢を崩すことはなかったのである。

四 戦争指導機構改革案の提示

こうした現実を踏えて、「研究」は軍部の統帥権独立への固執が、総力戦段階に適合する柔軟性を持った戦争指導機構確立の阻害要因となっており、そのことが必然的に戦争指導の主体を統帥機関にのみ求め、勢い武力中心の戦争指導に帰結せざるを得ない原因となっているとしている。そしてそうした状態が続く以上、たとえ「作戦」に勝っても、「戦争」に敗れるという結果を招来することは必至だと指摘しているのであった。

この指摘は中国戦線における武力解決主義一辺倒の現地派遣軍の作戦行動と、これに引きずられていた軍中央の戦争指導の行詰りの原因を鋭く突いたものであった。実際、中国戦線では、個々の作戦でいくつかの「勝利」を収めつつも、戦争全局からみればギリ貧の状態に追い込まれていた。その「勝利」にしても結局は徒に戦域を拡大するばかりで、兵力の大量動員を強要され、それら兵力が戦線で釘付にされる有様で

あった。

しかし、問題は中国戦線がそうした状態にあり、しかもアメリカ、イギリスとの戦争が切迫していた時点にあって、何故総力戦段階に適合する戦争指導機構が確立されなかったかである。それには再三繰り返しているように統帥権独立という制度的、思想的問題が大きな阻害要因となっていたが、その他にも総力戦に対する認識が軍首脳の大勢に充分浸透していなかったことも考えられる。

この点に関し、支那派遣軍参謀として日中戦争を経験した堀場一雄は、その著作『支那事变戦争指導史』（一九六二年）のなかで「戦争指導の反省」と題し次のように記している。

「戦争形態は既に総力戦に進化しあり。又支那事变の本質は大持久戦なるに拘らず、軍及政府の要路に於て、総力戦及大持久戦に関する理解認識共に不十分なるもの多し。

我が国が戦争手段として思想、政治、経済等の面に於て、積極性乏しき為勢ひ武力を重視し、更に之を偏重するの一般的傾向あり。然れ共世代は進化して列国は各種戦争手段を操縦して、総力戦を指導しあり。乃ち我亦攻防両勢共に武力外各手段をも併せ一途に統合運用すべきに拘らず、依然として戦争は武力戦従って戦争は軍人なるの旧思想行はれ（偶々総力戦を口にする者も多くは本質を把握せず）、総力戦の指導を阻碍せり」（註⑧）。

堀場は、一九四一（昭和一四）年六月に総力戦研究所々員に就任するが、いづれにせよ総力戦研究所のなかに堀場に代表されるような総力戦状況を深く認識し、そこから日本陸海軍の制度的政治的基盤ともいえる統帥権独立制の批判的検討を太平洋戦争直前期における戦争指導（綱縲）

行なった一群が存在したことは注目に値する。そこで彼らの目指す戦争指導とは、あくまで政治を主体とし、これに全面的に軍事が協力する内容を明確に打ち出したものであった。

それでは「研究」は、以上の批判を踏えて如何なる戦争指導機構の確立を意図していたのか。それは「改組概案」として要約されている。その前に「研究」は列強における総力戦指導機構の現状を紹介しており、ドイツ、ソ連、アメリカ、イギリス、中国（重慶政権）の諸国が政略と戦略の一元化によって総力戦段階に適合した戦争指導を行なっていると記している。それは次の通りである。尚、「参考資料別冊」は入手していないので内容は不明である。

（三）列強総力戦指導機構ノ現状

抑モ総力戦ノ要訣ガ用兵一般ノ原則ト同様ニ統制アリ且一貫セル方針ノ下ニ国家ノ総力ヲ適切ナル方式ヲ以テ重点ニ指向スルニアルコト竝ニ之ガ為一元化セル指導機関ヲ有スルノ最有利ナルコト言フ俟タザルトコロナリ、之ヲ諸外国ノ現状に徴スルニ独乙ガ夙ニ前大戦ノ失敗ヲ自覚シテ現制度ニ於テハ統帥竝ニ戦争指導機構ノ一元化ニ対シ画期的改正ヲ行ヒ又蘇連邦米国等ノ高度国防国家ヲ始メ英国重慶政権ガ孰レモ實質的ニ一元化セル総力戦指導機構ヲ有セルコトハ吾人ノ特ニ注目ヲ要スル事実ナリトス（参考資料別冊）

一九三七（昭和一二）年、海軍省教育局は『文権と武権―世界大戦に於ける戦争指導―』と題する著作を公刊している。その執筆責任者であつた当時海軍少佐馬渡重和は、政治（政

略）と統帥（戦略）との本来の正常關係が日本や帝政ドイツのように統帥權が独立している国家では、文權と武權とを協調統合するために、文武兩權の代表者から組織される連合の協議機關設置が何よりも必要であるとした。これに対し、アメリカ、イギリスのように統帥權が独立していない国家では文武兩權の代表者から構成する軍事委員制を採用し、これが戦争指導機構として第一次世界大戦で有効に機能したと記している。

さらに馬渡は帝政ドイツの第一次世界大戦における敗北の原因を次のように記している。

「独逸は卓抜なる統帥組織を有せしにも拘らず戦争指導の大乗の見地に立脚して文武兩權を統合するの方策を講ずることなく兩權対立のままに放置せしを以て即ち戦争の要求に適合すべき適切なる戦争指導機關を編成するに至らざりしを以て國家の全力を發揮するを得ずして武力戦の失敗は直に國家の壊滅を招來せり」（註⑨）

「研究」③の基調は、これら馬渡の認識とほぼ同一のものであると考えられる。そうした認識の上に立って「研究」では、戦争指導機構の上に立って、戦争指導機構の改革案を詳細かつ具体的に提示している。

四 皇国総力戦指導機構ノ改組概案

皇国本然ノ姿ハ文武ノ大權天皇ニ歸一シ天皇自ら統帥並ニ政務ヲ親裁セラルルニアリテ現下ノ國際總力戦ニ対シテモ理想的団体ナルベキトコロ帝國ノ總力戦実施ノ実情ハ必ずシモ理想的ナラザルモノアルハ主トシテ之等天皇ノ大權ヲ

輔翼シ奉ルベキ機構ニ於テ相当ノ欠陥アルニ因ルコト既述ノ如シ

以上ノ事実ニ鑑ミ皇国總力戦ガ一元的ニ実施セラルル為其ノ指導機構ニ具備スベキ要件ヲ考察スルニ概ネ左ノ如シ
一、天皇御自ら總力戦指導ヲ親裁セラルルノ本義ヲ誤ラザルコト

二、統帥ト政務ニ密接不可分ノ関連ヲ保有セシムルト共ニ統帥ノ自由ヲ束縛セラレザルコト

三、陸海軍統帥及陸海軍軍政四者間ノ合理的協調ヲ保タシムルコト

四、成ルベク憲法改正各官庁制度ノ大変更等ヲ避ケ実現ヲ容易迅速ナラシムルト共ニ新機構ヘノ轉換ヲ円滑ナラシムルコト

五、總力戦指導中枢機構（国防本部ト仮称ス以下之ニ倣フ）

ニ於テ計画セラレタルモノハ武力戦、政略、思想戦、經濟戦等ノ各部門ニ亘リ実行性ヲ有スルコト

六、国防本部（仮称）内ノ業務ハ一貫セル統制ノ下ニ処理セラレ充分ニ審議洗練セラレ得ルト共ニ必要ニ応ジテ迅速機敏ナル決裁ヲ可能ナラシムルコト

七、国防本部（仮称）ガ各官庁ノ出店組合ノ觀ヲ呈シ対立論争又ハ妥協調停ノ機關タル弊ニ陥ルヲ避ケ真ニ總力戦ノ原則ニ從ヒ重点アル機宜ノ対策ヲ可能ナラシメ得ルモノナルコト

八、国防本部（仮称）ノ計画ヲシテ真ニ權威アラシムル為ニハ總力戦指導ニ対スル情況判断ヲ適正完璧ナラシムルヲ要ス之ニ対シ有力ナル情報機關（總力戦資料ノ調査整理

ヲ含ム) ヲ有セシムルコト特ニ緊要ナリ
 以上ノ要件ニ対シ帝國現在ノ制度ニ即シ比較的實現容易ナ
 リト認メラルル諸案竝ニ其ノ利害左ノ如シ
 甲案(別表第一参照)

現在ノ大本營連絡會議及附屬事務局ヲ常設(國防本部ト
 仮称)シ國防及國家總力戰ニ対スル基本計畫ヲ掌ラシメ
 ントスル着想ナリ本案ハ前述要件六、七、ニ対シ稍不充
 分ナル欠点ヲ有スルモ其ノ他ノ條件ヲ概ネ充足シ特ニ要
 件五、ニ対シ有利ナリ

(皇國總力戰指導機構構案本文十二枚目一行乃至六行改
 案)トノ調和、軍ト政府トノ緊密化ノ四要件ヲ一挙ニ満
 足スルモノニシテ理想案トス本案ハ陸海軍統帥部、陸海
 軍省、政府ノ上ニ更ニ龐大ナル機關ヲ新設シ屋上屋ヲ架
 スルガ如ク觀ラルルモ事實ハ左ニ非ズシテ參謀總長、軍
 令部總長、首相外各大臣ガ各其ノ下ニ共通ノ有力ナル調
 査計畫機關ヲ有スト見ルヲ至當トス

乙案(別表第二参照)

陸海軍統帥部ヲ合体強化シ之ニ武力戰以外ノ總力戰ニ対
 スル計畫機關ヲ充實セントスルモノナリ
 本案ハ前述要件五、ニ対シ稍不十分ナルモ其ノ他ノ條件
 ヲ概ネ充足シ特ニ要件六、七、ニ対シ有利ナリ
 本案ハ一見實現容易ナルガ如キモ參謀本部軍令部ノ合体
 ハ事務的ニ相当混乱ヲ生ジ且陸海軍各統帥部ト軍政部門
 ノ調和ハ却テ困難ヲ増加スルノ虞アリ又統帥部ト政府ト
 ノ關係ハ現状ト大差ナキ不利ヲ伴フ

丙案(別表第三参照)

太平洋戰爭直前期における戰爭指導(續編)

統帥部ノ機構ハ概ネ乙案ニ準ズル外相當多數ニ上ル陸
 (海)軍部隊ノ天皇直隸ヲ廢シ陸(海)軍司令(長)官
 ヲシテ之等ヲ統轄セシメ且陸(海)軍大臣ヲ兼任セシム
 ル案ニシテ独乙ノ現制度ト類似ノモノナリ

本案ハ乙案ノ有スル利害ノ外陸(海)軍作戰ト陸(海)
 軍政トノ協調ヲ容易ナラシムルノ利アルモ作戰ガ政務
 ニ制肘セラルル虞アルノ不利ヲ伴フ

尚總力戰指導機構立案ニ當リ國防及總力戰ニ必要ナル諸計
 画(附屬業務)竝ニ之等ノ相互關係ヲ檢討スルノ要アルト
 コロ之ニ対スル概案竝ニ國防本部ニ於テ掌ルベキ各種國防
 基本計畫ノ内容ニ関スル說明別表第四(附屬書共)ノ如シ

(別紙)

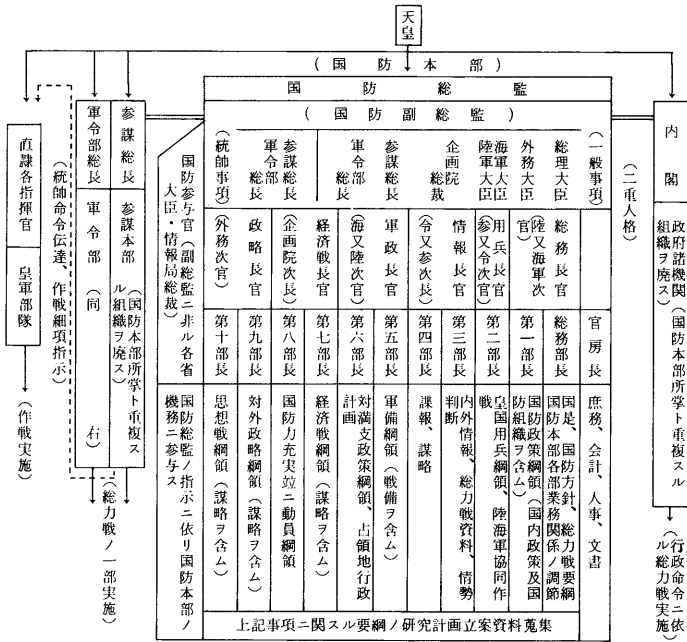
國防中樞機構改組對策委員會編制(概案)

委員長 總力戰研究所長
 委員 陸軍省海軍省(各)局長

同 右 課長級二(内一幹事)
 同 右 課員級一(幹事補佐)
 同 參謀本部軍令部(各)部長二
 同 右 課長級四(内二幹事)
 同 右 課員級二(幹事補佐)
 同 法制局 課長級一(幹事)
 同 大藏省 課長級一(幹事)
 同 企畫院 課長級二
 同 總力戰研究所 員八(内三幹事)
 (註)軍機事項ニ関シテハ武官ノミヲ以テ編制スル特別分科
 委員會ニ於テ取扱フモノトス)

（別表第一）

皇国総力戦指導機構改組概案其ノ一（甲案）



（説明）

- 一、本機構ノ要旨ハ大本營連絡會議及附屬事務局ヲ常設（国防本部ト仮称）セントスルモノナリ從テ国防本部自体ハ実行ノ權限ヲ有セズ純然タル立案計畫機關ナリ
- 二、国防總監ニハ副總監タル資格者中ヨリ之ヲ兼任スルヤ又ハ皇族等ヲ以テ之ニ專スルヤ研究ヲ要ス
- 三、国防總監ハ天皇ニ隸シ国防本部ヲ管理シ左ノ事項ヲ掌ル
 - (一)上意ヲ体シ国防及國家總力戦ニ関スル要綱ヲ案劃シ政府及陸海軍統帥部ヲ通ジテ之ヲ実行ニ移ス
 - (二)国防及國家總力戦ニ関スル政府統帥部業務ノ關係ヲ調節ス
 - (三)前二項ニ必要ナル情報ヲ蒐集シ又政府統帥部各官庁ニ對シ必要ナル資料ノ提出ヲ要求ス
- 四、国防副總監ハ国防總監ヲ輔佐スルト共ニ政府及統帥部責任者ノ人格ニ於テ国防本部計畫又ハ立案事項ノ実行ニ任ズ但シ統帥事項ニ関シテハ參謀總長及軍令部總長ノ協同所掌トス
- 五、国防副總監タルベキモノノ資格員數ニ就テハ更ニ研究ヲ要ス、国防本部長官ニ付テモ亦同ジ
- 六、国防本部各部長及官房長ニハ陸海軍武官（少將級）又ハ文官（勅任二等級）ヲ專任スルヲ例トスルモ新設当初其他必要ニ応ジ其ノ一部ヲ兼任スルコトヲ得
- 七、国防本部各長官及部長ノ所掌、各部長ト各長官トノ組合セニ就テハ更ニ研究ヲ要ス例ヘバ左ノ如シ（此ノ場合合部名變更ヲ要ス）

總務長官（参又ハ令次長） | 總務部長、第二部長所掌事項

軍政長官（陸又ハ海次官） | 第一部長、第六部長所掌事項

軍備長官（海又ハ陸次官） | 第五部長所掌事項

八、各部ノ組織ニ就テハ別ニ研究ヲ要ス

九、各部長以下ノ陸海軍武官ノ配置ハ概ネ同数トシ又適當ノ時機ニ陸海交代ス

十、現制大本營條例ニ就テハ之ガ改廢ニ付別ニ研究ヲ要ス

十一、国防總監ハ直屬ノ情報機關及通信機關ヲ有シ又統帥部政府所屬ノ情報通信機關ヲ区処スルコトヲ得ル如クス

十二、總力戰研究所（国防大學）ハ国防總監ニ隸屬セシム

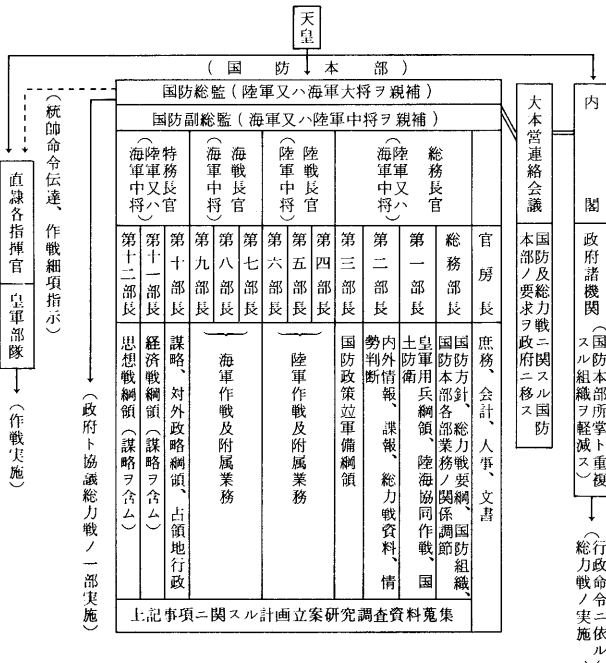
（別表第二）
皇國總力戰指導機構改組概案其ノ二（乙案）

（説明）
一、本機構ノ要旨ハ現在ノ參謀本部軍令部ヲ合體シテ国防本部トシテ之ニ武力戰以外ノ總力戰ニ関スル計畫調査機能ヲ充實セントスルモノナルモ国防本部ハ飽ク迄統帥機關ニシテ政務ニ対スル強要權ナシ

二、国防總監ノ權限所掌ハ現在ノ參謀總長軍令部總長ニ同ジ但シ政府諸機關ニ対シ国防及總力戰計畫上必要ナル資料ヲ要求スル權限ヲ強化ス

三、国防總監ヲ皇族トシ国防副總監ニ陸海軍大中将各一ヲ配スル別案及甲案組織ヲ乙案ニ合併シタル他ノ別案ニ付太平洋戰爭直前期における戰爭指導（續）

太平洋戰爭直前期における戰爭指導（續）



太平洋戦争直前期における戦争指導（續）

研究ヲ要ス

- 四、国防総監ノ任務ハ現在ノ参謀次長軍令部次長ニ準ズ
- 五、各部長以下ノ陸海軍武官ノ配員ニ関シテハ甲案説明九ニ準ズ
- 六、各長官、各部長ノ所掌及組合セニ就テハ更ニ研究ヲ要ス
- 七、国防本部ニ附属スベキ機関

(イ) 参謀本部軍令部ニ附属セシ諸機関（適當ニ統合整理ス）

(ロ) 在外特殊任務機関

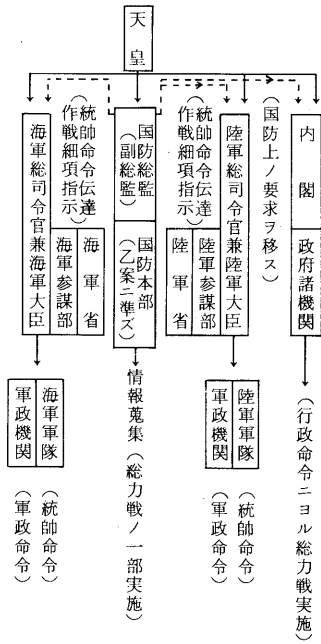
(ハ) 総力戦研究所（国防大学）

八、陸海軍共通ノ業務ニ従事スル陸海軍將校ヲ国防軍將校

（仮称）ニ任ズル案ニ就キ研究ヲ要ス

（別表第三）

皇国総力戦指導機構改組概案其ノ三（丙案）



（説明）

- 一、国防本部ノ機構ハ乙案（又ハ甲乙折衷）ニ準ズルモ陸軍総司令官（海軍総司令長官）ヲシテ陸軍（海軍）全部隊ヲ統一指揮セシメ且総司令官（総司令長官）ハ陸軍大臣（海軍大臣）ヲ兼任セシメントスルモノナリ
- 二、陸（海）軍総司令（長）官ハ軍令軍政ノ幕僚機関トシテ各参謀部及省ヲ有ス、各参謀部ハ現在ノ参謀本部軍令部ノ規模ヲ縮少セルモノナリ

（別表第四）

国防諸計画（総力戦計画）ノ種別及之等ノ相互関係（概案）

1 国是
（別表第四附属）国防基本計画ノ内容解説

国家在立ノ目的ニシテ肇国以来悠久ニ亘ル皇国ノ使命タルベキモノナリ

2 国防方針

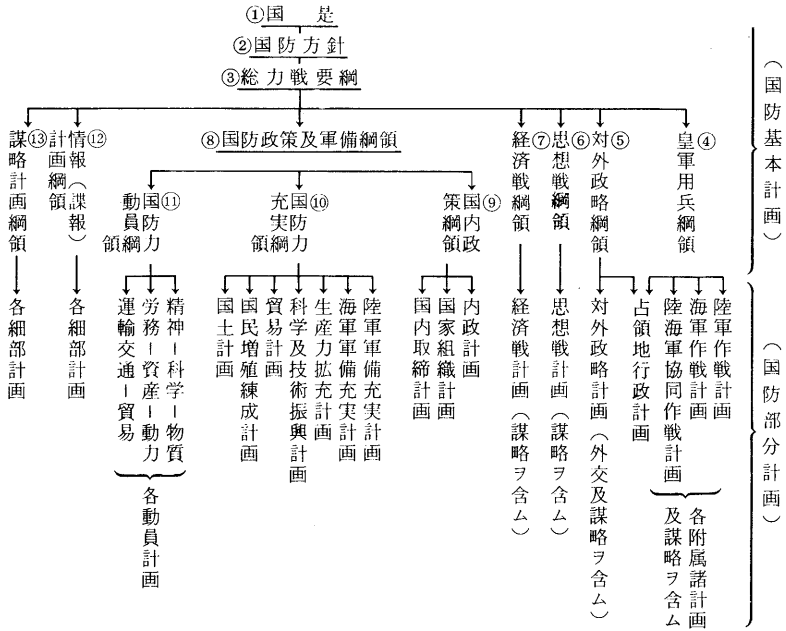
国是貫徹ノ為政戦両略ニ亘リ皇国ノ執ラントスル一般方略ヲ謂フ

3 総力戦要綱

国防方針ニ基キ皇国ガ当面ノ総力戦遂行上執ラントスル基本方針ニシテ武力戦政略思想戦経済戦略謀報等ノ基本方針並ニ相互ノ関連運用ヲ律セルモノナリ

4 皇軍用兵綱領

総力戦要綱ニ基キ武力行使ヲ必要トスル場合ニ於ケル皇



5 對外政略綱領
 総力戦要綱ニ基キ對外政略即友好国傘下国ノ拡大敵性国ノ孤立無力化ヲ図ルベキ方策ノ基本方針ニシテ正奇ノ両面ヲ含ムモノトス

6 思想戦綱領
 総力戦要綱ニ基キ敵性国国民ヲ思想的ニ攪乱シ更ニ我ニ屈辱セシムベキ攻勢の方策竝ニ敵性国ノ同種手段ニ対シ防備スル方策ノ基本方針ニシテ正奇両面ヲ有シ且武力戦政略經濟戦国内政策等ト不可分ノ關係ヲ有ス

7 經濟戦綱領
 総力戦要綱ニ基キ敵性国ノ經濟力ヲ破壊シ自国ノ經濟力ヲ確保増大セントスル基本方針ニシテ武力戦、政略、思想戦ト併行スルヲ要シ且ツ正奇ノ両面ニ亘リ国防政策及軍備綱領トモ不可分ノ關係ヲ有ス

8 国防政策及軍備綱領
 総力戦要綱ニ基キ又用兵綱領ノ実施ニ必要ナル国家政策及軍備充実ニ関スル基本方針ニシテ国内政策国防力充実竝ニ動員綱領ノ基準タルベキモノナリ

9 国内政策綱領
 国防政策綱ニ基キ国防及総力戦ノ実施上必要ナル国内政策国家組織等ノ基本要綱ヲ云フ

10 国防力充実綱領
 国防政策及軍備綱領ニ基キ国防力ノ全要素ニ亘ル充実拡充整備ニ関スル基本方針ニシテ一定期間ヲ劃スルヲ例トス

太平洋戦争直前期における戦争指導（續編）

11 国防力動員綱領

有事ニ関シ国防力要素ノ全部又ハ一部ヲ動員シテ総力戦ノ要求ニ適合セシムル為ノ基本方針ヲ云フ

12 情報（諜報）計画綱領

合法的又ハ穩密ノ手段ニ依リ総力戦ニ必要ナル情報及其ノ他ノ資料ヲ蒐集シ且之ヲ整理シテ实用ニ便ナル形ヲラシムル業務計画ノ方針ヲ云フ

13 謀略計画綱領

兵力ヲ用ヒズ策略ヲ以テ敵性国ノ武力、精神力、経済力等ヲ破壊シテ国家目的ヲ達セントスル方策ノ一般方針ニシテ用兵綱領、思想戦綱領、経済戦綱領、対外政略綱領ト不可分ノ関係ヲ有ス

五 「研究」の作成意図

最後の「附属意見」では、総力戦体制の完成を急ぎ、その過程で「改組概案」に基づき総力戦指導機構を整備するよう要請している。

〔五〕 附属意見

抑モ軍統帥ノ為各指揮ヲ統制アル単一司令部ヲ必要トスルハ兵ヲ談ズル者ノ悉クガ自明ノ公理トナセルト同様ニ苟モ国家総力戦ノ本質ヲ理解スル者ニシテ之ニ対スル統一指導機構ノ必要ヲ痛感セザルハナシ而シテ帝國統帥機構ノ一元化乃至戦争指導ノ強化ニ就テモ国内一部ニ於テ之ガ実現ヲ高唱セラルルコト既ニ年久シキモノアリシニ拘ラズ今日尚之ガ具体化ヲ見ザルハ既往時世ノ要求割切ナラザリシニ因

ルコト勿論ナルモ反面提案ノ動機ニ不純ナルモノナシトセズ為ニ各部分が自己既得権限ノ縮少ヲ危惧シ或ハ名誉アル伝統ヲ理由トシ或ハ憲法ノ独善的解釈ヲ楯ニシテ旧体制ニ執着シタルニ因ス

然ルニ今ヤ内外ノ情勢ハ帝國ヲシテ高度国防国家ノ急速整備総力戦体制ノ即時完成ヲ強要セル最後ノ段階ニ立タシムルニ至レリ此ノ際各部ノ責任者ハ国家総力戦ノ大局の見地ニ立チ一切ノ私心ヲ棄テ大英断ノ下之年来ノ懸案ヲ一挙ニ解決スルコト刻下焦眉ノ急務ナリト断ゼザルヲ得ズ而シテ之ガ為先ヅ必要ト認ムル対策左記ノ如シ

記

一、政府ハ統帥部ノ同意ヲ得テ国防中枢機構改組対策委員会ヲ編成ス其ノ編制別紙（概案）ノ如シ

本委員会ハ内閣総理大臣ノ管理ニ属スルモ各所管事項ニ

関シテハ陸海軍大臣參謀総長軍令部総長ノ区処ヲ受ク

二、前項委員会ハ概ネ昭和一六年 月 日迄ニ左ノ諸号ニ就

キ研究シ其ノ結果ヲ答申ス

（イ）現代国防総力戦実施上必要ナル諸計画並ニ業務ノ種別

及之等ノ相互関係（参考資料別表四）

（ロ）前号諸計画並ニ業務ヲシテ総力戦ノ要求ニ合致セシム

ルニ最適当ナル国防中枢機構ノ改組案及之ニ関連シテ

各官庁組織又ハ法律ノ改正ヲ要スル事項（参考資料別

表第一乃至第三）

（ハ）前号実施ニ必要ナル法的及事務的処理事項

三、前項委員会ノ答申ニ基キ政府及統帥部ハ速ニ所要ノ措置ヲ断行ス

「研究」を通してその狙いとしているのは、総力戦への対応から、作戦が政治によって制約されない範囲内で統帥と政府とが一体となり、総力戦段階に適合した戦争指導機構の確立を強く要請していることである。それは当面の課題となっている統帥権独立制が、戦局の進展と併行して一層拡大解釈されている現状を正面から批判し、可能な限りそれを狭義に解釈することで政軍関係の調整を行なおうとする積極的姿勢を示している。

その意味からすれば、「研究」の内容とそこにおける問題の指摘や戦争指導機構改革案は、当時の状況にあっては相当程度合理性・整合性を持ったものであった。しかし、「研究」をまとめた総力戦研究所が教育機関として発足した経緯もあって、「研究」が実際の政治上に反映できる余地は、ほとんどなかったのであった〔註⑩〕。

註① 臨時軍事調査委員会の調査研究成果、業務内容については、拙稿「臨時軍事調査委員会の業務内容―『月報』を中心にして―」（『政治経済史学』第一七四号・一九八〇年一月）を参照されたい。

- ② 近衛文麿手記『平和への努力』、七頁。
- ③ 『現代史資料』第三七巻（大本營）、三四八頁。
- ④ 『官報』第三二六五号（一九三七年一月一七日）。
- ⑤ 『東洋経済新報』第一七八七号（一九三七年一月一三日）。
- ⑥ 防衛庁防衛研究所戦史部所蔵『軍制学講義録』（一九二六年、六頁）。
- ⑦ 同右、五〇頁。

⑧ 堀場一雄『支那事变戦争指導史』（一九六二年）、七四六―七四七頁。

⑨ 海軍大学校研究部編『文権と武権』（一九三七年）、九頁。

⑩ 総力戦段階における政軍関係、戦争指導の問題については、拙著『総力戦体制研究―日本陸軍の国家総動員構想―』（三一書房、一九八一年七月刊）の「第七章 戦争指導の実態と軍の論理」（一四七―一七一頁）を参照されたい。

（一橋大学大学院社会学研究科博士課程）